

所得税の確定申告と市県民税申告の受付が始まります

税の申告期間は2月16日(月)から3月16日(月)まで

市では、平成21年1月1日現在国東市に住んでいる方を対象に、平成20年分所得税の確定申告と市県民税申告の受付を行います。

会場と時間などの日程を本庁および、各支所ごとに表にしましたので確認して、それぞれの申告会場で申告期限内に済ませていただくようお願いいたします。

平成21年度市県民税(国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料)申告のご案内

平成21年度(20年分)の市県民税(国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料)申告の納税相談及び申告受付を2月16日(月)から次の日程で行います。左記に、市県民税の申告が「不要な方」と「必要な方」を記載しておりますので、配布された申告書で、申告期限内に申告くださるようお願いいたします。

市県民税申告書は、区長文書で各戸1枚の配布で送付しております。昨年同様、氏名等は記載しておりませんのでご承知願います。

〔市県民税の申告が不要な方〕

- (1) 3月16日(月)までに所得税の確定申告をしなければならぬ方。
 - (2) 給与所得者(年末調整済)で、給与所得以外に所得がなく、勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)が市に提出されている方。
- 〔市県民税の申告が必要な方〕
- (1) 給与所得者で、農業所得等の給与以外の

収入がある方。

- (2) 年末調整をされなかった方。
- (3) 公的年金収入のみの方。
- (4) 国民健康保険、長寿医療保険、介護保険に加入されている方。
- (5) 市外に居住する人の扶養になっている方。

※申告会場と日程表を掲載しています。また、市県民税申告書の裏面に、申告に際しての注意事項等を記載していますが、控除額等の詳細が必要な方や申告についての相談がございましたら、本庁税務課市県民税係または各総合支所地域総務課税務係までお問い合わせください。

◎申告の際の注意点

介護保険における障害者控除を受ける方は、本庁・総合支所の介護保険係で障害者控除対象者認定書を受けてください。
おむつ代について医療費控除を受ける方は、医療機関のおむつ使用証明書とおむつ代等の領収書が必要となります。また、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、本庁・総合支所の介護保険係で証明書を発行します。

◎申告に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 20年中に支払った国民年金、生命保険(個人年金)、損害保険、医療費等の領収書又は証明書

(3) 給与や年金の源泉徴収票、又は事業主からの給与支払い証明書

- (4) 営業、農業、不動産などの収入・支出の明細が判明できるもの
- (5) 本人又は扶養されている人が障害者、戦傷病者であることを証明するもの(障害者手帳等)

◎農業所得の申告の仕方

農業所得は、20年1月から12月までに得た金額(個人販売や家事消費を含む)を計算して、申告することになります。

申告の方法は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する収支計算です。そのため、販売(出荷)伝票や必要経費の領収書を整理し、収支内訳書(申告書の裏面)に記入することになりますので、事前に準備をしておいてください。

収入金額とは

農作物(水稲、野菜、果樹類等)を農協や青果市場に出荷した際の販売金額と家事消費分です。
※販売証明書や営農口座通帳等を必ずご持参ください。

必要経費とは

農作物を育てるためや出荷するために要した経費で、肥料・農薬代、農作業委託料、農機具の修理代、農機具購入代金などが該当します。
※領収書等を必ずご持参ください。